

第8回日進市旧市川家住宅保存活用計画策定委員会 議事録

日 時	平成26年8月28日(木) 午後1時～3時
場 所	市役所本庁舎4階第2会議室、旧市川家住宅
出 席 者	溝口 正人委員長、中井 孝幸副委員長、長谷川 良夫委員、向口 武志委員、皆見 秀久氏・大島 敦臣氏(オブザーバー、愛知県教育委員会生涯学習課文化財保護室)、林 廣伸氏(設計受託者、㈱林廣伸建築事務所)
欠 席 者	無
事 務 局	青山教育長、西村教育部次長兼生涯学習課長、須崎主幹、宇佐美課長補佐、長原係長、菅原主任、教育総務課 桃原係長
傍聴の可否	可
傍聴の有無	有(1名)
議 題	(1) 改修整備工事の変更内容について (2) 旧市川家住宅条例(骨子案)について (3) 親子ワークショップについて

発 言 者	発 言 内 容
事務局	定刻となりましたので、ただ今より、第8回日進市旧市川家住宅保存活用計画策定委員会を開催いたします。 よろしく願いいたします。 それでは、はじめに青山教育長よりご挨拶を申し上げます。
教育長	お暑い中ご協力いただきましてありがとうございます。改修整備工事につきまして、現状を説明させていただきます。最近建設土木工におきましては、イニシアチブが行政よりも業者側に移っておりまして、われわれとしては設計等万全な体制で入札に臨んだのですが、残念ながら不調に終わりました。整備工事が進められなくしては保存も活用も実施できないということで、再度設計について精査して望んだ結果、8月7日の競争入札で落札がされましたのでご報告いたします。本日の委員会で保存活用につきましてご議論いただき、それを踏まえて事業を進めていくことにつきましてご理解いただければと思います。
事務局	それでは、本来ですと委員長から挨拶となるのですが、委員長は遅れて到着する予定ですので、委員長が不在の間につきましては要綱の規定に基づきまして、副委員長に取り回しをしていただくということで、中井副委員長からご挨拶をお願いします。
議長	今日は少しの間だけ代理を務めたいと思いますので、よろしく願いいたします。
事務局	それでは要綱の規定に基づいて、副委員長により議事の取り回しをよろしく願いいたします。
議長	では、要綱の規定により、代わって議事の取りまわしをします。 なお、本日の会議の公開についてであります。「日進市附属機関等の会議の公開に関する 要綱」第3条に基づきまして、原則公開となっております。よろしくご理解ください。また、関連しまして、議事録作成の都合から録音させていただきますのでご了承をお願いいたします。今日は、傍聴希望がおられますので、ご報告申し上げます。

議長	<p>なお、本日は会議終了後、現地での確認を行います。会議はおおよそ午後2時ごろまでとさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。</p> <p>委員長が遅れて到着される予定ですので、議題の順番を変えて、議題3の親子ワークショップから説明させていただきます。それでは「議題(3)親子ワークショップについて」事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>(資料に基づき説明)</p> <p>中井委員に講師になっていただき全2回の親子ワークショップを企画しました。7月26日、8月23日の2日間の日程で、無事終えることができました。</p> <p>1日目は、みどころについて説明しながら歩き、文化財として民家がどのような意味合いをもっているのかということについて中井先生の研究室の学生が説明しました。夏休み中の子どもたちのために工作体験として、野方の友愛クラブの皆さんの指導のもとに竹を使った起き上がりこぼし作りもしました。2日目は図書館へ会場を移して持ち込んだ民具を触ったり資料を調べたりすることを通じて、それを基にしたクイズを作っていたかという内容でした。作っていただいたクイズは、形を整えてクイズ集を作り、オープン後に訪れていただいた方に、旧市川家住宅への理解を深めていただく資料とすることも目的として、45問のクイズが完成しました。ワークショップについて、ホームページなどで紹介し、旧市川家住宅の周知につなげていきたいと考えています。</p>
委員	参加人数は何人でしたか。
事務局	8組18名でした。子どもは11名の参加がありました。
議長	<p>昨年も親子ワークショップを行いました。現場の中が危険だということで、あまり中には入れず、見学する時間はとれませんでした。昨年参加してくれた親子も何組かいたのですが、今年はじっくり見学していただきました。</p> <p>昨年は、地図を使って旧市川家住宅の周辺地域を探検し、ガリバーマップに気づいたことなどをまとめる、竹水鉄砲づくり、紋きり遊び、模型を使って活用方法を考える、活用方法をカルタ作りでまとめるという内容のワークショップを行いました。</p> <p>今年は「名探偵コミンカ謎解きクイズ作りに挑戦」と題してワークショップを行いました。初日に、旧市川家主屋の探検、竹を使ったおもちゃ作りをしました。クイズ作りと探検のためのヒント集として、解説資料を提供しました。子どもに理解していただけるように、資料をもとにして旧市川家住宅の特徴的なところを説明させていただきました。</p>

議長	<p>2日目は図書館に会場を移して、図書館にある本も活用しながらクイズを作ってもらいました。クイズ用紙に絵を描いたり、写真を貼ったりして、問題を4択か○×の選択肢で作ってもらいました。一人5個ずつ作るつもりで取り組んでももらいました。説明したこと以外の内容でもクイズを作っている子どももいました。</p> <p>作ったクイズでクイズ大会を行い、最後に学生たちが厚紙で作った名探偵の認定証を贈呈しました。この認定証は、旧市川家住宅の立面図が立体的に飛び出てくるカードで、それを子どもたちに渡しました。今後も活用していただけたと思います。</p> <p>古い道具を図書館に持ち込んで、触ったりすることも行い、建物・道具・くらしというテーマでクイズを作ってもらいました。道具を実際に触ってみることは興味があったらしく、それを基にしたクイズも多かったです。こういったことを継続的に考えていくなり、利活用をしていくうえでは、触ってもらったり、作業してもらったりすることが印象に残るとわかったのも良かったのではないかと思います。</p> <p>次回の委員会では、今回のワークショップの内容を整理したものをご報告できるのではないかと思います。</p>
事務局	<p>旧市川家住宅でやっていく事業のモデルケースになると思うが、子どもたちの雰囲気はどのように感じられましたか。</p>
議長	<p>実際に建物や道具を触ってもらうことに対しては、反応がよいと思いました。旧市川家住宅を見学するとき扉を開けるのは喜んでいました。隠し扉があるがどこだとおもいますか？と投げかけながら探してみるというときには楽しんでいる様子でした。</p> <p>旧市川家住宅には、いろいろ隠されたネタがあると思いますので、それを探すゲームなどもできるのではないかと思います。「このような模様があります、それを探して見ましょう」というようなイベントもできるのではないのでしょうか。建物を生かしたそういったことが考えられるのではないかと思います。</p>
事務局	<p>建造物の見方とか見せ方を、クイズにまとめるというのは、おもしろいやり方なのではないかと思いました。説明によって知識を得ることに固着しないで、クイズをツールにして得ていくというのは効果的な方法でした。</p>
議長	<p>クイズ大会は、予想以上に盛り上がっていました。</p> <p>そのほか特にご意見がありませんでしたら次の話題に移ります。</p> <p>「議題2 旧市川家住宅条例（骨子案）について」事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>来年度旧市川家住宅を市の施設として開館するにあたり、設置管理条例を設置します。今後条例案を議会に上程するにあたり、事前に、条例の骨組みをどのようにするかについての案を説明いたします。</p>

事務局	<p>【資料に基づき説明】</p> <p>(趣旨) 地方自治法224条2の規定に基づき、公の建物としての旧市川家住宅の設置・管理について必要な事項を条例で定める。</p> <p>(設置理由) 歴史的・民俗的な所産である建造物の利用等を適切に行うことにより、市民の教養・学術及び文化の発展に寄与するため設置する。</p> <p>(事業の基本方針) ①生涯学習事業や、文化財建造物そのものや民具等を活用し事業を行う生涯学習の拠点施設としての活用を推進する。②農村の生活について、体験を通して実感し学ぶことができるような活用を図る。③地域の文化財として、住民がその価値を共有できるような活用を図る。</p> <p>(休館日) 月曜日、火曜日及び水曜日。及び年末年始。</p> <p>(開館時間) 午前9時から午後4時まで。</p> <p>(利用) 旧市川家住宅は、広く一般の利用する施設として供用する。</p> <p>以下のいずれかに該当すると認められるときは、利用することができない。</p> <p>①公の秩序又は善良な風俗をみだすおそれがあるとき。②文化財的価値を損なう、あるいは施設等を損傷するおそれがあるとき。③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力不法行為を行うおそれがある組織の利益になるとき。④前③に掲げる場合のほか、旧市川家住宅の管理上の支障があるとき。</p> <p>(指定管理) 管理を指定管理者に行わせることができる。</p>
事務局	<p>指定管理についての条文については、当初は直営での運営となりますが、将来的に指定管理になる可能性がありますので、当初から条文中に入れるのか入れないのかについて法規担当と協議しながら決定していきたいと考えております。</p>
議長	<p>(委員長到着により、議長を副委員長から委員長へ交代する)</p> <p>基本方針や、利用についての項目等を読んでいただいております。9番目の指定管理に関する条文は、関係する部署と協議して検討するという事です。</p> <p>私は事前に案をいただいて、検討させていただきました。利用について描かれている②項目について、「文化財的価値を損なう」という一文を入れさせていただきました。壁にテープを貼って土壁を損傷してしまうなどのことを防ぐためです。この文を追加しているのは、通常の施設との違いになります。</p> <p>ほかにご意見ありませんでしょうか。ないようですので、指定管理に関する条文等については事務局に今後検討していただくということで、今日の委員会では、ご確認いただいた案でご了承いただいたということでよろしくお願いたします。</p> <p>それでは続きまして、「議題1 改修整備工事の変更内容について」事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1回目の入札が不調になり、工事は8月下旬から開始ということになっています。1回目と2回目の入札でどのような内容が変更になっているのかを説明します。</p> <p>【資料に基づき説明】</p>

議長	議題1について、ご意見ご質問等ありましたらよろしくお願ひいたします。事務局から話があったとおり、現状確認は後ほど現地ですべてさせていただきます。予算との整合をとりながら変更設計した工事内容をご説明いただきました。
事務局	補足しますと、メインの主屋の改修については、省略などはしていません。外構、付帯施設の関係で支障のない部分で、材質を変更したり、後回しにできるものを減額変更して省略している部分が多くなっております。1回目入札不調に終わり、設計内容を変更した結果このようになりました。
議長	今回の工事全体は、土木工事に当たる部分と、木工事・建築工事の部分で、両方をバランスよくやる業者を探したら難しい状況で1回目は入札不調に至ったということです。設計変更をすることにより、請負者の決定につながりました。 設計変更により省略した木柵を作ることなどは、そのことそのものを地元の方に協力していただきながらイベントとして実施し、活用していくということでよいのではないかと思います。客土購入をやめて区画整理組合から提供をいただくということも、どこの土かわからないものをもって来るよりは、オール日進市という意味では逆にPRしてもよい事項なのではないかと思います。現地を確認して後ほどご意見いただければと思います。 それではご意見ありますでしょうか。
委員	どのような業者が落札したのでしょうか。
事務局	地元の業者である稲吉建設です。
事務局	文化財の改修の段取りについては、工事監理者にうかがいながらやっていきたいということを第1回目の打ち合わせで話しました。
議長	議題1については報告していただいた形で進めていただきたいと思います。 委員の皆様ご意見ありがとうございました。今後タイトなスケジュールではありますが、委員の皆様のご意見を伺いながら進めていきたいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。 それでは事務局へお返しします。
事務局	ご討議いただき、誠にありがとうございました。これをもちまして会議を終了させていただきます。 委員の皆様、誠にありがとうございました。 それでは現地での確認に移ります。
	(午後3時終了)